

国民年金 ちよっと増やせる

「付加年金」をご存じですか

国民年金付加年金制度とは

将来受け取る年金を少しでも増やしたいという方のための制度です。

月々の国民年金保険料に400円上乗せして納めることで、老齢基礎年金に「年額200円×付加年金保険料納付月数」の金額を上乗せして受給することができます。

例えば、10年間付加年金保険料を納付すると、合計48,000円の負担になりますが、老齢基礎年金に毎年24,000円上乗せすることができます。物価の上下に対応した「物価スライド制度」(増額や減額)はありませんが、老齢基礎年金といつしよに支給されるため、繰上げ支給または繰下げ支給をしたときには、本体の老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されることになりますので、ご注意ください。

加入できる方

- ・ 自営業者などの国民年金の第1号被保険者。
- ・ 60歳以上65歳未満の方などの国民年金の任意加入者。
- ※ただし、半額免除などの一部免除を含め、保険料を免除されている方・国民年金基金に加入中の方は加入できません。

加入の手続き

印鑑・基礎年金番号が分かるものを持参のうえ役場保険課、又は年金事務所でお申込みください。

納付方法

付加保険料は申し込んだ月分から納めて頂くこととなります。納付書による納付のほか、口座振替(前納)による割引制度あり(この納付方法があります)。付加保険料の納付期限は当該月の翌月末となっております。

▼問い合わせ先

保険課 国保年金係 ☎(56)9134
宇都宮西年金事務所 ☎028(622)4281

在宅介護支援センターによる介護予防教室のご案内

今日の元気を明日の元気に！！おおむね65歳以上の方を対象に介護予防教室を実施します。みんなで楽しく活動しましょう。みなさまの参加をお待ちしています。

日にち	時間	内容	場所	申し込み先
10月10日(水)	午前10時～ 正午	楽しく体操	常光坊公民館	ふじやまの里 ☎(56)0958
10月16日(火)		音楽・体操	中央公民館	
10月24日(水)	午前9時30分～ 午後0時30分	エプロン教室	中央公民館	
10月26日(金)			明治コミュニティセンター	トータスホーム ☎(52)2220
10月30日(火)			坂上コミュニティセンター	ふじやまの里 ☎(56)0958
11月5日(月)	午前10時～ 正午	楽しく体操	きらきら館	友愛苑 ☎(56)8885
11月8日(木)		輪投げ	ゆうきが丘集会所	トータスホーム ☎(52)2220
11月8日(木)	午前9時30分～ 午後0時30分	エプロン教室	上三川いきいきプラザ	ふじやまの里 ☎(56)0958

▶問い合わせ先＝保険課 高齢者支援係 ☎(56)9102

ヘルプカード

配布しています。

ヘルプカードは、「手助けが必要な人」と「手助けしたい人」をつなぐカードです。

日常生活の中でちょっとした助けがほしいときや発作などの緊急時、災害時などで手助けが必要なことを周りの人に伝えるため、上三川町では「ヘルプカード」を導入しました。

上三川町では、役場福祉課にて配布しております。

▼配布対象者＝障がい者手帳所持者(身体障がい、知的障がい、精神障がい)、難病患者その他ヘルプカードを必要とする人

▼問い合わせ先

福祉課 福祉人権係 ☎(56)9128

平成31年度 4月保育施設入所の受付を開始します

- ▶入所申込受付期間＝10月1日(月)～11月30日(金)(土・日・祝日を除く)
- ▶入所申込受付時間＝午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時を除く)
- ▶受付場所＝福祉課 子ども・子育て係(庁舎1階)
- ▶提出書類＝支給認定申請書兼施設利用申込書、保育施設利用に関する確認票(同意書)、家庭状況等調査票、保育施設利用者負担額口座振替依頼書、保育が必要な状況を証明する書類(勤務証明書等)、マイナンバー確認書類(通知カード等の番号確認書類と、運転免許証等の身元確認書類)、母子手帳、印かん(認印)、その他必要書類
- ▶保育施設入所基準＝下記の①～⑦のいずれかに該当する、保育が必要な家庭であることが条件となります。
 - ①就労のため(1ヶ月当たり60時間以上就労していること)。
 - ②妊娠中であるか、または出産後間もないため。(ただし、産休期間のみ)
 - ③保護者の疾病、障がいのため。
 - ④同居の親族又は長期入院等をしている親族を常時介護・看護するため。
 - ⑤震災・風水害・火災その他の災害の復旧のため。
 - ⑥求職活動を継続的に行っているため。
 - ⑦就学のため(職業訓練校等における職業訓練を含む)。
- ▶保育時間＝保育の必要な理由や就労時間等により、利用可能な保育時間が区分されます。
 - A「保育標準時間」利用・・・フルタイム就労を想定した利用時間(最長11時間)月に120時間以上就労等の場合
 - B「保育短時間」利用・・・パートタイム就労を想定した利用時間(最長8時間)月に60時間以上120時間未満就労の場合
- ※通勤等でやむを得ない場合は、この限りではありません。
- ▶保育施設利用者負担額の決定方法＝おさんの認定区分、年齢、父母等の税額(町民税所得割額)をもとに算定します。
- ▶入所の選定基準＝利用調整基準による合計点数が高い方から入所となります。
- ※申込順は選定基準に含まれませんが、必要書類に不備等がありますと受付できませんので、余裕をもってお越しください。

▶問い合わせ先＝ 福祉課 子ども・子育て係 ☎(56)9130

児童扶養手当制度について

児童扶養手当とは？

父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

手当額(月額)は？

支給資格者(父又は母等)が監護・養育する子どもの数や支給資格者の所得等により決められます。

○子ども1人の場合

全部支給：42,500円

一部支給：42,490円～10,030円

○子ども2人の場合

全部支給：52,540円

一部支給：52,520円～15,050円

○子ども3人以上以降の加算額(1人につき)

全部支給：6,020円

一部支給：6,010円～3,010円

手当を受給するためには？

町への申請が必要となりますので、支給要件に該当する方は、福祉課子ども・子育て係へお問い合わせください。手当は、申請した日の翌月分から支給開始となります。

※2019年11月より、支払い回数が年3回から年6回に変更になります。

▼問い合わせ先

福祉課 子ども・子育て係

☎(56)9130